

博士學位論文

内容の要旨
および
審査結果の要旨

乙第13号

2006

創価大学

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規程による公表を目的として、平成18年9月23日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した乙は、学位規則第4条2項(いわゆる論文博士)によるものである。

創価大学

氏名(本籍)	栗津 賢太(埼玉県)
学位の種類	博士(社会学)
学位記番号	乙第13号
学位授与の日付	平成18年9月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当 創価大学大学院学則第17条第5項 創価大学学位規則第3条の3第4項該当
論文題目	近代日本と英国および米国における戦没者追悼施設の 構成と変容 集合的記憶の宗教社会学的研究
論文審査機関	文学研究科委員会
論文審査委員	主査 中西 治 文学研究科教授 委員 栗原 優 文学研究科教授 委員 中野 毅 文学研究科教授

2006年7月14日

博士論文審査および最終試験報告書(論文博士)

主査委員	中西	治
委員	栗原	優
委員	中野	毅

博士(社会学)学位請求論文提出者

氏名 **栗津 賢太**(あわづ けんた) (男)

生年月日 1965年5月17日(41歳)

論文題目

近代日本と英国および米国における戦没者追悼施設の構成と変容 - 集合的記憶の宗教社会学的研究 -

1. 論文内容の要旨

本論文は序論、結論、画像資料、表資料、参考文献一覧のほか3部9章の本論から成っている。序論において本研究の目的・対象・構成が次のように明らかにされている。

本研究は、近代国家における戦没者追悼施設を「記憶の場」として、これに着目し、その歴史的展開を社会構成主義の立場から一貫した理論的視座のもとに理解することを目的としている。宗教社会学の文脈においてこれを述べるならば、これまで市民宗教論や儀礼国家論として議論され扱われてきた命題、すなわち、近代国家は、個々の教団や宗派に還元されない一般化された宗教性を持つという命題を、集合的記憶という分析概念を用いることによって社会構成主義の視点の下に捉えなおし、新たな知見を得ることである。

このために本論文は次の三つを行っている。第一は理論的批判である。第二は事例研究である。第三は理論批判と事例研究でおこなわれた検証作業から、集合的記憶研究を宗教社会学へ取り入れることによって何が可能となり、何が問題として残されるのかを明らかにすることである。

本論文執筆者は、これまで、ナショナリズムを政治思想の問題としてではなく、宗教社会学および歴史人類学の学問対象として構成主義的なアプローチから一貫した理解をすべき対象として研究を行ってきた。

ナショナリズムが、いかに「死」を正当化したのかという問題を、戦没者にいかに対処してきたのかという問題であると読み替え、その慰霊・顕彰の問題として考えてきた。つまり、ナショナリズムの文化的側面の中でも、死を正当化する観念を再生産する社会的装置および、それに関連した言説の問題として考察してきたのである。その社会的装置として考えてきたのは戦没者追悼・記念施設であり、具体的には英国においては戦争記念碑(War Memorials)や英連邦

戦死者墓地 (Imperial War Grave) であり、日本においては招魂碑や忠魂碑といわれる碑表や、忠霊塔という納骨施設などの宗教的なモニュメント、およびそれらを中心とする追悼儀礼であり、また戦没者の追悼式や公葬祭をめぐる言説である。

本論第1部第1章「儀礼理論の問題：宗教社会学における儀礼国家論の展開と問題点」では、世俗国家における聖性の問題が本来宗教社会学の見地から考察されるべきものである点を、学説史の中に確認している。ここでは、主に市民宗教学説や儀礼国家論といった、近代国家における「聖性」の問題を扱った宗教社会学における議論の理論的批判を行い、これまでの儀礼理論の問題点を明らかにしている。特に詳しく検討しているのは、エドワード・シルズ (Shils, E.)、ロバート・ベラー (Bellha, R.)、クリフォード・ギアツ (Geerts, C.) らの論である。そこで明らかになったのは、これまでの儀礼国家論が構成主義的の視点を持たず、それが理論的な弱点であったことである。こうした論が依拠しているのは集合表象学説であり、その学説の問題点は、社会の背後に何らかの存在を想定している点にある。

次に、近代社会における中心的価値の不在性を世俗化理論に確認することができたとしている。また、儀礼国家論に関する、スティーヴン・ルークス (Lukes, S.) によってなされた批判を検討し、そこで提示された「認識論的次元」へ着目すべきことを指摘している。こうした検討から、1) 近代社会における中心的価値そのものは不在であり、2) 分析の手掛かりは、むしろ儀礼の中で絶えず生成される知識にあること、などがあきらかとなったとしている。そして、3) このような「慣習的行為」として行われる儀礼行為の特質こそが行為遂行的な効果を持つという考え方を採るべきことが明らかとなったと主張している。

第2章「儀礼理論の展開：文化人類学における儀礼理論の展開と問題点」では、モーリス・ブロック (Bloch, M.) やスタンリー・タンバイヤー (Tambiah, S.) 等の文化人類学における儀礼研究の理論的批判を行っている。これらの研究は、宗教的儀礼のなかで提示されるコスモロジーを、当該社会におけるイデオロギーとして捉えるイデオロギー論的な宗教・儀礼研究として結実したものである。その理論的な寄与は次の3点に整理できる。すなわち、これらの研究は、1) 言語行為論の受容により、宗教的コミュニケーションの特異性に着目し、それが社会的な「効果」を持つものであると指摘したことによって、2) かえて宗教研究の課題は宗教経験に固有な「質」を分析することであること、などを明確にしたと考えられる。ブロックにおいてそれは、3) 宗教的な知識、あるいはイデオロギー的知識などの源泉となる知識のレベルが存在する、という主張であった。そしてこのレベルは、言語的な知識のみならず、物や風景などの外部環境と一体となった知識であり、言語化される以前の知識であった。

こうした整理により、個々の人間の認知の問題を、いかにより広い社会理論へと結びつけることができるのか、という方法論上の問題が存在することを明らかにしている。文化人類学が注意を払ってきた分析対象は、伝統的な社会において維持されている象徴や儀礼であり、いわばそれは象徴や儀礼に関するミクロな分析である。そして、それは十分に精緻化されてきたといえるだろう。しかし、近代国家という分析レベルに、それをそのまま適用することはできない。つまり、言い換えるならば、問題となるのは、ミクロ、メゾ、マクロという三つの分析レベルをい

かに橋渡しし、還元主義に陥ることなく全体像を描くことができるのか、という問題である。

第3章「儀礼理論の接合：集合的記憶研究における儀礼理論の位置づけ」では、集合的記憶研究の議論の中に、これまでにみた儀礼理論を検討し、宗教社会学の議論との接合の可能性を探った。集合的記憶に関する研究は、近年特に活況を呈しているが、「記憶の場」の研究を方法論として宗教社会学の文脈へ位置づける理論的な枠組みを提示することを目的としている。

本章では、集合的記憶研究には、次のように3つの特性があることを明らかにしている。すなわち、集合的記憶研究は、1) 過去に関する知識の社会的構成と社会的配置、およびその知識をめぐる集団的ダイナミクスを理論化しようとする知識社会学の新しい形態である、といえること。および、2) このアプローチの利点は、集合的記憶を間主観的な文化システムにとらえ、その解釈を目指す研究を排除しない点にある、ことであった。それゆえ、集合的記憶研究を媒介項として宗教社会学へと導入することは、3) 宗教的・文化的な意味の理解、ミクロな象徴分析や文化システムの意味解釈と、より大きな社会・歴史の変動の分析とを接合することが可能となる。つまり、媒介項として集合的記憶へ着目することによって、ミクロ・メゾ・マクロの各レベルの分析を、なんらかの還元主義に陥ることなく連結し、統一的な絵を描くことが可能となる。換言するならば、集合的記憶への着目は、象徴的な内容それ自体の分析とより広い社会とのダイナミクスを解明する可能性を提示しているのである。本研究では、これを「記憶の場」という具体的な場所性　それは物理的な次元に根を下ろし、儀礼が執行される特殊な場所性である　という研究対象を獲得することができた。これは長い間の宗教社会学や宗教人類学において批判されてきた研究方法上の問題に新たな方法論を導入することになる。

第2部では、アングロ・サクソン系の追悼・記念文化の伝統にある英国および米国における戦没者記念施設の形成とそれが持つ意味について検討している。ここで扱ったのは、記憶の場の構成の領域であり、その歴史的構成や社会的機能の領域である。この領域を、記憶の場の発生、記憶の場の構成、記憶の場の機能という三つのテーマとして扱っている。

第4章「記憶の場の発生：英国における戦没者追悼施設の展開」では、まず、英国における戦没者追悼施設の制度的展開を、1) 戦没兵士追悼記念日(Remembrance Day)における沈黙の儀礼や無名戦士の墓などの、主に、中央における国家規模の戦没記念碑の形成過程を考察している。次に、2) 英連邦戦死者墓地について検討し、さらに、3) 英国全土に広く見られる、地方における戦争記念碑について、主にその形態について考察している。

西欧におけるこうした公共建築に見られる表象を分析して、ギリシア・ローマ時代にこれらの表象の原型が成立していたことが指摘されており、それは「古代のカノン」ということができるとされている。カノン(正典)とは、特定のテーマとそのテーマを表現するシンボリズムが宗教画のイコンにみられるように定型化したものであると理解することができるとされている。つまり特定の観念をイメージによって表すための一種の文法が出来上がっていたのである。少なくとも戦没者を追悼し記念する施設の場合、その意匠や象徴という点から考えるならば、この過去への参照は、まさに古代のカノンへの参照であったと考えることができる。しかし、ギリシア・ローマ

起源の古代のカノンという「正典」の使用からだけでは、「記憶の場」を構成している諸原理のすべてを説明できないことは、戦没者記念施設や追悼式に、より広くさまざまな観念が動員されていることから明かである。

第5章「記憶の場の構成：英国エセックス州における戦争記念施設」では、地方における戦争記念碑や追悼式に関して、本論文執筆者が手に入れることのできたエセックス州における地方史の史料を中心として、1)戦争記念碑や追悼式といった記憶の場の成立の過程やその構成について考察し、さらに、2)この小さな事例をより広い理論的文脈へ結びつける可能性を検討している。地方都市における記憶の場がいかに形成されていったのか、という問題を、エセックス州立文書館における戦争記念碑関係文書をとおして考察している。国家レベルでの記憶の場の形成が、地方においてはいかに捉えられ、形成されていったのかをこれらの史料は明らかにしている。

本章で扱ったエセックス州の事例は大まかに言って次の三つである。1)コルチェスター市の戦争記念碑の建設過程に関する史料によって、同市の記念碑建設がキャッスルパークの建設とセットにして計画され、郷土意識の発揚の場として考えられていたこと。2)戦勝感謝記念日における州内各地の教区教会 26 箇所それぞれおこなわれた礼拝式の説教において引用された聖書が、旧約聖書のなかでも民族的な表現が強調されている箇所が多かったこと。3)チャペルにおける戦没兵士追悼礼拝の式次第史料においても正戦論的箇所が強調されていたこと、などである。

これらの事例によって、記憶の場の構成要件について考察し、そこに分析的に区別しうる三つの次元があることを明らかにしている。記憶の場を構成する第一のものはモニュメントである。第二のものは、解釈を与える文化的枠組みである。第三のものは、世界の再定義をあたえる、執行される追悼式や礼拝という追悼儀式や宗教儀礼そのものである。これら三つは互いに影響を与え合い、記憶の場を構成しているが、いずれもそれ独自の文脈を持っている。それゆえ他の要素に還元することはできない。そしてそれぞれを、1)象徴、2)意味、3)儀礼と概念化し、図式化して整理している。

第6章「記憶の場の機能：市民宗教論再考 米国における戦没者記念祭祀の形態」では、米国における戦没者追悼・記念施設の展開と形態、そして構成について考察している。そのことによって宗教社会学において議論された市民宗教論を、国立共同墓地の形成や、式典などの具体的な儀礼や象徴によって再考している。とりわけ米国の戦没者追悼記念施設の発生となった南北戦争戦死者の追悼式典であるメモリアル・デイと、国立共同墓地の展開、退役軍人記念日、休日統一法(ホリデイ・ビル)の失敗、無名戦士の墓について考察し、そこで働いている記憶の場をめぐる原理を検討している。

とくに、メモリアル・デイの分析に関して、都市人類学におけるウォーナー (Warner, W. Lloyd)の業績と解釈を、構成主義的な観点から再評価している。彼の分析は、1)儀礼カレンダーという考え、2)儀礼の継起的ダイナミクスの分析、3)死者崇拜の祭祀としての追悼記念式の社会的重要性の主張などの点で優れており、アメリカ社会における周期的な再統合

(re-union)の儀礼を見事に描いたものであると評価している。しかし、第1章でみた儀礼国家論と同じく、こうした分析が「統合 - 強化」の儀礼しか扱っていない点は批判されるべきであるとされている。

こうして、構成主義的な観点に立つならば、記憶の場の構成の別の局面に着目する必要があることが明らかとなったと主張している。言い換えるならば、それは集合的記憶の「ゆらぎ」の領域への着目である。それは、集合的記憶の、1)変化の領域、2)競合の領域、3)より広い社会との相互作用であるポリティクスの領域を検討することである。

第3部では近代日本の事例を扱っている。ここでは、記憶の場の変容、記憶の場の競合、記憶の場の政治の三つのテーマが検討されている。対象として、近年、資料の面でも研究・整理のすすんで来た近代日本における戦没者追悼・記念施設の事例を扱っている。近代日本における戦没者追悼・記念施設のうち、国内に造られた忠魂碑などのモニュメントの基礎的調査では、1万6000基ほどの所在が明らかにされている。これは国立歴史民俗博物館の基礎的調査によるものであり、同調査では、おそらく総数は3万基以上存在すると推定されている。

第7章「記憶の場の変容：近代日本ナショナリズムにおける表象の変容 - 埼玉県における戦病没者碑建設過程をとおして」では、埼玉県における戦没者碑建設過程について検討している。地域研究として、ローカルな歴史資料によって、近代国家における戦没者記念碑とはとはいかなる意味で捉えられ、また民衆の生活世界においてどのようなものとして立ち現れてきたのかという問題を通時的に考察している。戦没者追悼施設は、なんらかの意味で公的なものと考えられてきたので、多くの場合公文書史料にその痕跡をとどめている。記憶の場の対象とする分析の方法論上および史料的な有効性(もちろん同時に限界も)のひとつはここにある。中心的な史料として扱っているのは埼玉県における行政文書である。

この章で明らかにされているのは、戦没者に関する記念碑が家族国家観をイメージする具体的な材料・表象のひとつであり、民俗的な霊魂観・祖霊観に国家的な要素を滑り込ませ、「家永続の願い」から「国家の永続」へという観念の質的变化・変容を示しているものとする従来の解釈の危険性である、ということである。本論文執筆者の主張は次のようなものである。

このように、観念と表象とを短絡的に結び付けるのは危険である。なぜなら、そうした解釈は、招魂碑から忠霊塔へ到る漸次的な変化や、碑が宗教化される文脈を見落としてしまうからである。実際、満州事変以降の比較的短い期間に、碑の性格は大きく変化した。国際社会から孤立し、自国の優越性を主張しなければならなくなっていった当時の変化を敏感に反映している。その意味で、碑の宗教化は政治的な影響を大きく受けたといえるであろう。

第8章「記憶の場の競合：戦没者慰霊と集合的記憶 - 忠魂・忠霊をめぐる言説と忠霊公葬問題を中心に」で扱っているのは、記憶の場の競合の局面である。具体的には、昭和10年代の戦没者慰霊制度の変容期における、公葬に関するさまざまな言説である。近代日本の戦没者慰霊制度の展開に関して、招魂社から靖国神社、そして各府県の護国神社という国家レヴェルでの慰霊システム、また陸海軍墓地や埋葬制度など展開に関する研究は近年大きくすすみ、資料的にも整理されてきた。こうした追悼・慰霊システムにおいて戦没者の追悼式がおこ

なわれた訳であるが、それは公葬という形をとっていた。公葬の形態において近代以降の大きな変化は近代戦争による兵士の大量死にあたって、一般人が公葬の場において弔辞を述べる儀礼的機会を生み出したことである。公葬は、公の関心事であるとともに公式の世界観が提示され確認される社会劇の場である。本章では、特に、公葬において使用され、大量に出版・流通していた弔辞のマニュアル本、忠霊塔建設の全国推進組織として昭和14年に結成された財団法人大日本忠霊顕彰会、また、ほぼ同時期に展開した忠霊(英霊)公葬運動について入手することのできた資料を考察している。

第9章「記憶の場の政治: 集合的記憶のポリティクス - 沖縄におけるアジア太平洋戦争後の戦没者追悼施設を中心に」は、最もマクロな文脈において記憶の場がいかにかに立ち現れてきたのかを実証する研究である。史料として、アジア太平洋戦争後の戦没者追悼施設を中心にもちいてこれを考察している。とりわけ戦後の沖縄における集合的記憶のポリティクスを考察している。特に、「平和の礎」や「ひめゆりの塔」などに較べて、これまであまり言及されることのなかった沖縄における自治体レベルの記念施設を検討している。また日本では1998年から公開されることとなった信託統治期の米国民政府(USCAR)の新資料などに基づいて考察している。

本章では、アジア・太平洋戦争における慰霊の地としての沖縄における慰霊形態の特徴のいくつかを指摘している。その展開・形成の過程をみることによって、次の3点を明かした。(1)とりわけ市町村における慰霊施設が納骨堂として始まったこと、(2)それゆえ戦没兵士のみを慰霊・記念したものではなく、いわば戦争犠牲者の象徴となっていること。(3)地方の集落におけるミクロな記憶の場が、通常、外交史として扱われるようなマクロな国家間関係においても重要視され、慎重に扱われてきたこと、である。

納骨堂として始まった沖縄の自治体レベルにおける追悼慰霊施設にみられる、この「選べない骨」というモチーフは、もちろん掃討戦という歴史的事実の結果であることは間違いなが、それ自体、語りのモチーフでもあり、象徴的な意味を持っていると考えられるだろう。慰霊碑(塔)という物質的フレームに基づいたこうした語りや象徴が、国立墓苑から平和の礎へいたるその後の沖縄の平和主義の拠点や祈りの場としての構築に影響を与えるような、媒介項として働いていた。

沖縄の市町村における慰霊・納骨施設が残されたのは、日米両国の政策的な妥協点であって、いわばマクロなポリティクスの結果として、意図的に残されたものである。しかし、そのことは通常想起されることはなく、むしろ別の意味と役割を担っていった。「選べない骨」のモチーフは、地域共同体で自発的に作られた、遺骨の集積場所に始まる納骨施設を表す表現であるだけでなく、戦後沖縄の平和主義の拠点としての構築にまでつながる原理ともなっていった。これは言説化の過程といってもいいであろうが、USCAR 文書が公開されたことで、戦後資料を丹念に検討することによって、ミクロな表象とマクロな社会変動が記憶の場をめぐって接続され、媒介されてきたことを歴史的に解明することが可能性であることを論じている。

また、記憶の場は、新宗教や、ユタと呼ばれる民間巫者による個人的な慰霊など、さまざま

な意味づけ、慰霊・記念行為が集中した意味の結節点として構築されており、また構築されてゆく過程にある。このような諸記憶の見取り図を作ることと同時に、さまざまな集団によって現在も行われている記憶実践をフィールドに基づいて記述すること、いわば集合的記憶の民俗誌を書くという、今後の研究の可能性を提示している。

結論として本研究で得られた知見は以下のとおりである。

1) 理論および方法論的知見

記憶の場が社会統合の根底的次元であるということである。これ自体は従来の宗教社会学や社会学において認められてきたことの確認である。しかし、これまでのように、社会の背後になんらかの実体を仮定してしまっているという論理的な不整合を修正することができた。つまり、本研究では、社会統合を、あらかじめ前提するのではなく、いわば下から立ち上げる、構成主義的な儀礼理論に立脚した、その理論構成をあきらかにすることができた。同時に、研究に際し物質的次元を手がかりとして、歴史学的手法を宗教社会学的分析に導入するという方法論を提示することができた。それは各レベルを接合する媒介項としての記憶の場への着目である。そしてこの理論・方法によって、具体的な事例分析を行い、その有効性を実証した。

2) 記憶の場の構成

象徴的構造物(象徴)、執行者によって呈示され参加者によって確認される解釈(意味)、追悼式や記念祭および礼拝(儀礼)の三つの構成要素は、作者の意図、郷土意識、宗教など、それぞれ独自の意図、歴史、背景をもつものである。これら三つの相互作用として記憶の場が成立しており、それゆえそこには単純なイデオロギー論では説明するこのできない歴史的社会的ダイナミクスが存在している。

3) 死者儀礼の社会学的重要性

戦没者追悼施設とそこで行われる儀礼は、社会における統合を周期的に構成する根底的な次元のひとつであること。根底的であるゆえに、あるひとつの社会を変化させようとする時に、常に問題となる。そして多くの場合、それは破壊されずに保存される。しかしそれは単に残されるのではなく、諸記憶の競合の場として異なる変化の速度において変容してゆく。それが社会秩序に関するダイナミクスを引き起こすのである。そのダイナミクスは、小さな地域共同体の問題であるとともに、国家間の外交関係というマクロな次元にまで連動していることを実証的に呈示した。言い換えるならば、「記憶の場」は、社会における象徴的次元と社会的次元とのダイナミクスの動因のひとつである。

2. 論文審査の要旨

本論文は理解の困難な難解な叙述があるが、理論的にも実証的にも多年の研究にもとづく力作である。問題点は次のようなことである。

(1) 筆者は社会構成主義の立場に立つと主張し、社会構成主語と構成主義という用語を多用しているが、社会構成主義がどのような主義であり、社会構成主義と構成主義は同義なのか異なるのか、さらに構築主義一般との相違について、必ずしも鮮明になっていない。

(2) 実証研究は精緻に行われ、多くの事実を明らかにしているが、これらが上記の理論とどのようにかかわっているのか、また上記理論によって分析した結果が従来の研究以上の何を明らかにできたのか、結論部分で整理し、より明解に論じる必要がある。

(3) ナショナリズムと宗教的ナショナリズムについての論議が紹介されているが、本論文執筆者はこれらをどのように規定しているのか、さらに戦没者追悼儀礼との関係において、これらがどのように捕らえられるのか、より明確にする必要がある。

(4) 本論文の意義の一つは、「記憶の場」としての戦没者慰霊追悼施設とそこでの儀礼行為が、過去の記憶と現在の国家の存立意義を結びつけ、国家への賛嘆と忠誠心を国民に要求していくメカニズムを明らかにしていくことで、近代的世俗国家が、いかなる聖性を、なぜ帯びているのか、かつての殉教に類似した、「国のため死ぬ」という国民の殉死をなぜ国家は可能にしたのかを解明することにある。上記(1)(2)(3)に応えることで、この点をさらに深く考察して欲しい。

3. 最終試験の結果

本論文執筆者は1990年3月に創価大学文学部社会学科を卒業後、同年4月に創価大学大学院文学研究科社会学専攻博士前期課程に入学し、1999年3月に同専攻博士後期課程を単位取得満期退学している。この間に1997年9月から1998年8月にかけて1年間、英国エセックス大学社会学部大学院で研究し、外国語の能力も十分に有する。

最終試験では上記の点が指摘されたが、意欲的で妥当な回答とともに、本論文が全体としては独創性に富む業績であることは評価された。

本論文は博士（社会学）の学位を授与するに値するものと認定する。